

# 公 募 要 領

(障害者相談支援センター)

令和7年12月

神戸市福祉局 障害者支援課

## 1. 目的

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者、障害児の保護者又は介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び障害福祉サービス等の利用援助等を行う機関として、「障害者相談支援センター」を設置しています。

この度、令和 8 年 3 月末日で現在の契約期間が終了するにあたり、予算の成立を前提として、障害者相談支援センターの運営法人を募集します。

## 2. 募集内容

障害者相談支援センター（募集箇所数 9 箇所）

設置区	募集箇所数
東灘区	センター 1
中央区	センター 1
北区	センター 1 / 小規模センター 1
長田区	センター 1
須磨区	センター 1
垂水区	小規模センター 1
西区	センター 1 / 小規模センター 1

## 3. 業務内容・運営基準・事業運営費

公募要領 別紙参照

## 4. 委託期間（複数年契約）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで ※予算成立を前提とする

※受託者が法及びこれに関連する政令及び厚生労働省令等により定められた事項を遵守しない場合等は、期間の満了をまたずに契約を解除する場合があります。

## 5. 応募要件

### （1）応募資格

「障害者相談支援センター」の運営を円滑かつ安定して実施することが可能な法人であり、次の①～⑩の要件全てを満たす法人とします。

①神戸市内に本店又は主たる事務所を有すること、若しくは法第 77 条第 1 項第 3 号の規定に基づく基

幹相談支援センターについて受託実績を有する法人であること。

②法第 51 条の 14 第 1 項に規定する「指定一般相談支援事業者」であり、かつ、法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する「指定特定相談支援事業者」、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する「指定障害児相談支援事業者」であること。

なお、応募時点で指定されていない場合は、選定決定後、令和 8 年 3 月 31 日までに、必ず「指定一般相談支援事業者」「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」になるための手続きを行い、神戸市長の指定を受けること。指定を受けられなかった場合は、選定の取消し、又は委託契約の解除の処分となることがあります。

③公募説明会に出席していること。

④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない者であること。

⑤神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

⑥直近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がないこと。

⑦代表者及び役員の中に破産者、及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。

⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）等による申立て・手続中の法人でないこと。

⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している法人でないこと、また役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人でないこと。その他、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定）第 5 条各号に該当する法人でないこと。

※応募受付後でも、審査・選定までの間に上記項目に抵触した場合は審査対象外とします。

## （2）応募の抹消

応募した法人が、提出書類の受付締め切り日以降、委託先選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、選定審査対象から除外することとします。

①受付期間内に応募書類が揃わなかった場合

②当該公募要領に違反又は著しく逸脱した場合

③本選定の採否の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員、事業者選定委員会の委員などの本件関係者と接触を持った場合

④提出書類に虚偽又は不正がある、その他不正な行為がある場合

## 6. 応募

### (1) 提出書類

令和8年1月9日（金）の公募説明会にてご説明します。

### (2) 公募説明会の開催

公募説明会への出席が応募の要件になります。応募予定法人は公募説明会に必ず出席してください。

※席数に限りがありますので、出席者は1法人2名までとします。

①開催日時 令和8年1月9日（金）13時30分～15時30分

②開催場所 神戸市立総合福祉センター 会議室A・B

#### ③申込方法

「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールにて申込

電子メール：[soudan\\_gyakutai@city.kobe.lg.jp](mailto:soudan_gyakutai@city.kobe.lg.jp)

※件名に「障害者相談支援センター公募説明会申込（法人名）」と記載すること。

※申し込み後、本市より電子メールで「障害者相談支援センター公募説明会参加票」を送付するので、公募説明会当日に、公募要領等書類一式と参加票を持参すること。

④申込締め切り 令和8年1月7日（水） 17時00分まで

### (3) 応募書類の提出

①受付場所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市福祉局障害者支援課 相談支援・虐待対策担当

②受付期間 令和8年1月22日（木）～1月28日（水）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分の間を持参すること（期限厳守）

※1 郵送、時間外及び期間外の提出は一切不可。

※2 持参については、代理人でも可能。

※3 応募受付時に受付確認書を発行し、修正受付は、受付確認書を持参した場合のみ可能。

※4 提出期間終了後の応募書類の修正等は一切不可。

※5 応募状況等の問い合わせは、一切不可。

※6 提出書類は、返却不可。個人情報保護法（平成15年5月法律第57号）に基づき、非公開の取扱いになるものを除き、公文書として情報公開の対象となる。

※7 応募を辞退する場合は、応募の受付確認書とともに、「応募申請辞退届」に記入のうえ障害者支援課担当者まで速やかに提出すること。

#### (4) 質問受付・回答

##### ①受付期間

令和8年1月9日（金）～1月15日（木） 17時00分まで

##### ②提出方法

「質問票」に記入し、電子メール（[soudan\\_gyakutai@city.kobe.lg.jp](mailto:soudan_gyakutai@city.kobe.lg.jp)）にて送付

※1 件名に「障害者相談支援センター質問票（法人名）」と記載すること。

※2 電話・口頭等では一切受付不可。

##### ③回答

応募に際して必要な項目のみ取りまとめたうえで、応募者全員に電子メールで回答します。なお、質問に対する回答は、公募要領の追加又は修正とみなします。

#### 7. 選定方法

「障害者相談支援センター業務委託事業者選定委員会」において選定します。

評価基準等、詳細については令和8年1月9日（金）の説明会にてご説明します。

#### 8. その他留意事項

(1) 応募者は、この公募要領等を熟読し、内容を遵守してください。

(2) 応募者は、選定後、この公募要領等に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 受託法人（選定を受けた法人を含む。以下同じ。）は、本事業を利用して、企業活動の一環として他で行う事業の勧誘等を目的とする活動及び公序良俗に反する活動若しくは政治的活動・宗教的活動をすることはできません。

(4) 選定の結果、各設置区において今回の受託法人とこれまでの受託法人が異なる場合は、業務に支障が生じないよう、令和8年3月末日までに、全ての業務について円滑に引き継ぎを受けてください。

(5) 受託法人は、業務を一括して第三者に委託（再委託）することはできません。

(6) 事業の実施・継続が困難となった場合の措置

##### ①受託法人の責めに帰すべき事由による場合

受託法人の責めに帰すべき事由により、事業の実施・継続が困難になった場合は、市は、選定の取消し又は委託契約の解除をすることができるものとします。この場合、市に生じた損害は受託法人が市に賠償するものとします。

##### ②不可抗力等による場合

不可抗力等、市及び受託法人双方の責めに帰すことの出来ない事由により、事業の実施・継続が困難となった場合、事業の実施・継続の可否について協議するものとします。市と受託法人との間で協議

を行い、その結果、事業の実施・継続が困難だと判断した場合は、市は、選定の取消し又は委託契約の解除をすることができるものとします。

③応募資格を失った場合

選定後に5.(1) 応募資格を失った場合は、市は、選定の取消し又は委託契約の解除をすることができるものとします。この場合、市に生じた損害は受託法人が市に賠償するものとします。

9. 結果の通知

令和8年2月下旬頃(予定)に郵送で応募者に通知します。

10. 問い合わせ先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市福祉局障害者支援課 相談支援・虐待対策担当 水畑・萩野

電話：078-322-6332

F A X：078-322-0393